



長居検査員。おはようございます。
前回、紹介していただいた「道路工事で密度管理試験不足に伴う不適合工事の再検査までの対応」についての事例を、紹介していただきたいのですが？

はい。わかりました。
例えば、A=1,800㎡の舗装工事(上層路盤工と表層工を含む)において、上層路盤工及び表層工ともに、現場密度を“3個”試験すべきところ、“2個”しか管理をせず、“1個”試験不足として不適合工事となった場合、どのように現場対応し、再検査していると思いますか？



自分は、まだ経験していないので、わかりませんが、処理方法については、発注者と受注者との打ち合わせにより決定していると思いますので、ケース by ケースかなと思います。

若井検査員の言うとおり、発注者と受注者との協議等により、修補工事方法が決定するものであり、検査員が、修補工事の方法を指示するものではありません。



ちなみに、長居検査員は経験ありますか？

昨年度、県道取付舗装工 N=2箇所に係る管理頻度について、特記仕様書にて「最低 1 個」と定めているにも係わらず、
① 表 層 工 t= 5cm …… 0 個／最低1個
② 基 層 工 t= 5cm …… 0 個／最低1個
③ 上層路盤工 t=15cm …… 0 個／最低1個
④ 下層路盤工 t=40cm …… 0 個／最低1個
と、下層路盤工から表層工まで、品質管理未実施のため、『品質が確認できない』として、不適合工事とした事例です。



下層路盤工から表層工までの各層において、現場密度管理を全く実施していなかったのですね。
そうすると、全層を撤去・再施工し、品質管理を行ったのですか？

いいえ、違います。
特記仕様書で規定している「最低 1 個」の条件を踏まえ、受注者から、県道取付舗装 N=2箇所のうち、N=1 箇所の全層の現場密度管理を確認する計画での「修補施工計画書」が、監督員に提出され、発注者の部内回覧・決裁を得て承諾しました。
なお、検査員は、発注者が承諾した施工方法の内容等についての可否判断は、致しません。





具体的に、その方法を教えてください。

取付舗装全面の撤去・再施工ではなく、
転圧等復旧作業可能な施工幅を確保するため、
「端部から 1m」を品質確認・復旧範囲としました。
それでは、その具体的な手順例について紹介します。



- ① 施工済みの「表層・基層」の締固め度を確認するため、
コアを 1 個採取し、密度試験に供し、 $\geq 96.5\%$ を確認。
 - ② 「表層・基層」に斜めカッターを入れ、撤去・処分。
 - ③ 施工済みの「上層路盤」を露出させ、
現場密度試験を実施し、 $\geq 96.5\%$ を確認（速報値も実施）。
 - ④ 「上層路盤」を掘削・撤去。
 - ⑤ 施工済みの「下層路盤」を露出させ、
現場密度試験を実施し、 $\geq 97\%$ を確認（速報値も実施）。
- 以上の結果から、まず、施工済み取付舗装の「品質確保」を確認。



そうすると、施工済みの「下層路盤から表層まで」の品質は
確認されましたが、品質確認のため撤去してしまった
「上層路盤から表層まで」再施工部の品質確認も行うのですか？

当然、復旧施工分も、品質を確認しながら施工します。
① 上層路盤工を施工し、 $\geq 96.5\%$ （速報値含む）を確認。
② 基層工を施工し、 $\geq 96.5\%$ を確認。
③ 表層工を施工し、 $\geq 96.5\%$ を確認。
と、順次品質管理値が規格値以上であれば、「合格」です。



不適合工事になると、その「品質確認」のために費やす
経費・時間、そして再竣工検査と、お互いに大変ですね。

今回は、今年度の不適合工事は、既に 5 件発生しておりますが、
今年度特に多い『吸出防止材』に係る不適合工事の事例について、
紹介します。



●本日のポイント

不適合工事となった場合の修補工事方法等については、検査員は指示し
ません。

発注者と受注者間にて、修補工事計画の対応をしてください。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(ながい)検査員



：若井(わかい)検査員